

スーパーキッズ制作公演に関する コンサート キャンセルポリシー

株式会社スーパーキッズ

株式会社スーパーキッズ制作のコンサートでは、公演のスケジュールが決定し次第速やかに、出演メンバー及びスタッフと日程を調整いたします。

そのため、主催者側のご担当者様より公演スケジュールの内諾をいただいた後にキャンセルが有りましたが、弊社は出演メンバーへのギャランティーなどの支出を余儀なくされるため、弊社に多大な損害が発生します。それで、今後のコンサートの運営を難しくする事態ともなりかねません。

そこで、主催者様側のご事情によるキャンセルについては、以下の条件にしたがってキャンセル料を申し受けることとさせていただきます。来場者の皆様に喜んでいただけるコンサート運営を長く続けるため、あらかじめご了承くださいませ幸いです。

記

第1 【主催者側都合によるキャンセルについて】

1 キャンセル料

- (1) 公演日より3ヶ月以上前までのキャンセルについては、公演料の50%をキャンセル料といたします。
- (2) 公演日まで3ヶ月未満でのキャンセルについては、公演料の100%をキャンセル料といたします。
- (3) 交通費、宿泊費などの実費等、キャンセルに伴う経費を別途ご請求させていただきます。

2 公演日決定の時点

主催者様（コンサート主催者様及びコンサート開催にかかる代理店）のご担当者から弊社担当者に対し、書面、口頭、電子メールその他方法を問わず、公演日を決定する旨のご連絡をいただいた時点で、公演日決定といたします。

第2 【不可抗力によるキャンセルについて】

以下の各場合に関するキャンセルは、以下の各表のとおりとします。

- 1 災害（台風、暴風雨、地震等の天変地異を含む。）又はそのおそれを理由とした場合
災害（台風、暴風雨、地震等の天変地異を含む。）又はそのおそれを理由とした公演のキャンセルについてのキャンセル料等は以下のとおりといたします。

段階	状況	キャンセル料等
3	災害対策基本法 60 条に基づき、原則市町村長の判断で行われる「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令され、公演中止を決定した場合	キャンセル料は不要です。 交通費、宿泊費などの実費等、キャンセルに伴う経費を別途ご請求させていただきます。
2	「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令される可能性が非常に高く、公演にかかわる出演者の移動日前日までに、公演中止を決定した場合	キャンセル料として公演料の 50% 交通費、宿泊費などの実費等、キャンセルに伴う経費を別途ご請求させていただきます。
1	段階 3 又は段階 2 に至らないものの、災害（台風、暴風雨、地震等の天変地異を含む。）又はそのおそれを理由として主催者の判断で公演中止を決定した場合	キャンセル時期に応じ、第 1 のキャンセルポリシーに準じて扱わせていただきます。

2 新型インフルエンザ等の感染症等に伴う公演中止の場合

感染症の流行の拡大防止又は予防を理由とした公演のキャンセルについては、以下のとおりとさせていただきます。

段階	状況	キャンセル料等
3	新型インフルエンザ等の深刻な健康被害が生じる感染症が流行し、「緊急事態宣言期間」等、国または都道府県知事の強い中止要請によって公演中止を決定した場合	キャンセル料は不要です。
2	新型インフルエンザ等の深刻な健康被害が生じる感染症が流行し、行政機関の勧告によって、又は社会通念上やむを得ないと判断される場合に、公演にかかわる出演者の移動日前日までに、公演中止を決定した場合。	キャンセル料として公演料の 70% 交通費、宿泊費などの実費等、キャンセルに伴う経費がかかったものについては、別途ご請求させていただきます。
1	段階 3 又は段階 2 に至らないものの、感染症の流行の拡大防止又は予防を理由として主催者の判断で公演中止を決定した場合	キャンセル時期に応じ、第 1 のキャンセルポリシーに準じて扱わせていただきます。